

ラオスにおけるリース業の引当金について

2025 年 1 月 22 日

One Asia Lawyers Group ラオス事務所

1. 背景

ラオスにおいて、リース業法に関連する主な法令は以下の 3 つ及びラオス民法典（第 414 条から 417 条）があります。



- 1) 2021 年 7 月 2 日付「リース業に関する首相令 (No471)」
(詳細は、弊所[ニュースレター](#)を参照下さい)。
- 2) 2021 年 12 月 8 日付「リース業法のガイドライン (No01)」
- 3) 2023 年 3 月 20 日付「リース契約書に関する合意 (No265)」
(詳細は弊所[ニュースレター](#)を参照下さい)

上記法令の中では、日本で言う、いわゆる貸倒引当金（以下、「引当金」）に関する規定はありません。そこで、リース会社のリスクマネージメントの観点から、ラオス中央銀行は、2024 年 12 月 11 日付で「リース会社のリース債権の分類及び引当金の控除に関する合意 (No1304)（以下、合意）」を発行し、貸し倒れのリスクを軽減する措置について規定しました。

2. リース債権の分類と引当金について

リース会社は、顧客が支払うリース料の返済状況を評価し、以下の通りレベル A から E まで 5 分類する必要があります（合意第 5 条から第 10 条）。

レベル	商業銀行法に基づく 分類名	返済状況
A	Normal 又は Pass	契約どおり、遅延なく返済又は支払日から 1 か月を超す前に支払済
B	Watch list 又は Special Mention	支払が 1 か月と 1 日以上、3 か月以下の滞納
C	Substandard	以下のいずれか又は全部に当てはまる状況 ①3 か月と 1 日以上、4 か月以下滞納している場合 ②レベル B に該当し、引き続き滞納している場合 ③法律、首相令、ラオス中央銀行の規定、リース会社の内規やガイドラインに則って許可されていないリース契約の場合 ④返済資金源が不十分であり、返済能力が低下している場合
D	Doubtful	以下のいずれか又は全部に当てはまる状況

		①4 か月と 1 日以上、6 か月以下滞納している場合 ②レベル C に該当し、引き続き滞納している場合 ③財産を十分に保有する第三者を人的担保として設定していない場合 ④貸倒損失となる可能性が高いが、顧客のビジネスが回復途上にあること又は返済のための資産があり、返済能力はまだあることを証明する書類がある場合
E	Loss	以下のいずれか又は全部に当てはまる状況 ①6 か月と 1 日以上滞納している場合 ②レベル D に該当し、引き続き滞納している場合 ③顧客と連絡がつかない、顧客の死亡、リース物件が盗まれたなどリース料が回収できないと判断される場合 ④刑事事件に関係しているとみなされ、リース物件を当局に差し押さえられた場合 ⑤当局から命令により、顧客が提訴され、3 か月以上の留置さ又は自由剥奪刑にある場合

リース会社は、上記のレベル別に規定された割合に基づき、引当金を設定します。引当金の計算方法は、リース料残高に下記のレベル別の割合を乗じます（合意第 12 条）。また、リース会社は、顧客が、レベル C、D 及び E に該当すると判断した日から、それまでの期間の未回収の利息を収入として計上することを止め、同時に回収した利息は会計上、支出とし計上し、財務諸表上では取り扱う必要はありません（合意第 11 条）。

レベル	割合
A	0.5%
B	5 %
C	25%
D	50%
E	100%

なお、リース会社が外国法人のグループに属していたり、ラオスにおいて上場企業として登録されている場合は、国際的な基準又はラオスの証券取引委員会が定める基準が、合意より条件が厳しい場合に限り、ラオス中央銀行の承認に基づき、合意とは異なるレベルと割合を決定することが可能です（合意第 13 条）。

3. リース契約の見直し

顧客が現リース契約に基づきリース料を返済できない場合、リース会社は、リース契約の内容を見直すことを顧客と合意することが可能です。例えば、返済計画、利率、契約期間など

その他条件を見直し、顧客が引き続きリース料を返済できるように対応する必要があります（合意第 14 条）。但し、見直しは原則 2 回までで、感染症の拡大、自然災害又は経済危機等の影響を受けて返済が難しい場合は、当事者間の合意及びラオス中央銀行の規定に基づき、契約内容を見直すことは可能です（合意第 15 条）。

リース会社は、レベル、引当金、契約書の見直しに関して、非銀行金融機関管理局、ラオス中央銀行の支部及び国立信用情報会社に対して、所定の書式で報告する義務があります（合意第 22 条）。

4. 罰則規定

合意の内容に違反したリース会社は、2018 年 9 月 20 日付「非銀行金融機関の違反者に対する措置に関する合意（No845）」の第 5 条に基づき罰則が科せられます（合意第 24 条）。

〈非銀行金融機関の違反者に対する措置に関する合意第 5 条〉

①違反 1 回目

- 書面による警告

- 指導

②違反 2 回目

- 2 回目の書面による警告と 10,000,000 キープの罰金。

③違反 3 回目

- 2 回目の罰則措置が講じられた後、非銀行金融機関が改善を示さない場合、ラオス中央銀行は 180 日間の業務一時停止を命ずる。

- 業務一時停止の通知を受けてから 180 日経過しても改善が見られない場合、事業許可証が取り消され、規定に従って清算手続きが行われる。

以 上

〈注記〉

本資料に関し、以下の点ご了解ください。

- ・今後の政府発表や解釈の明確化にともない、本資料は変更となる可能性がございます。
- ・本資料の使用によって生じたいかなる損害についても当社は責任を負いません。

One Asia Lawyers は、日本のクライアントにシームレスで包括的な法的アドバイスを提供するために設立された、独立した法律事務所のネットワークです。私たちは、ASEAN 各国の非常に複雑で膨大な法律に関するスペシャリストです。日本だけでなく ASEAN 各国にメンバーファームがあり、この地域全体でアクセス

しやすく、効率的なサービスを提供しています。

One Asia Lawyers Group ラオス事務所においては、常駐日本人専門家 1 名を含む合計 6 名の体制で対応を行っております。コーポレート、労務、倒産、訴訟等、現地に根付いたサービスを提供しております。各種フォーマットの提供や動画配信（例えば、「ラオスにおける解雇規制とその留意点」等）を行っております。

本記事やご相談に関するご照会は以下までお願い致します。

yuto.yabumoto@oneasia.legal (藪本 雄登)

satomi.uchino@oneasia.legal (内野 里美)

[藪本 雄登](#) One Asia Lawyers メコン地域統括



One Asia Lawyers の前身となる JBL Mekong グループを 2011 年に設立。メコン地域流域諸国を統括。カンボジア、ラオス、タイ、ミャンマー、ベトナムで数年間の駐在・実務経験を有し、タイや CLMV の各国につき、現地弁護士と協働して各種法律調査や進出日系企業に対する各種サポートを行う。

[内野 里美](#) One Asia Lawyers Group ラオス事務所



2016 年より One Asia Lawyers Group ラオス事務所に駐在。ラオス国内で 15 年以上の実務経験を有する。ラオス語を駆使し、現地弁護士と協働して各種法律調査や進出日系企業に対して各種サポートを行う。